

(料金改定等のお知らせ)

「総合事業・通所介護相当サービス」料金表

令和元年10月1日改定分

対象事業所：あすならホーム二階堂、あすならホーム櫛本

※各サービスの単位数に地域単価を掛けて利用料金を計算しています。

※天理市（7級地）の1単位あたりの地域単価 **10.14円**

①通所型サービス

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
要支援1 / 1月につき（8単位の増加）	1,655単位	16,782円	1,679円	3,357円	5,035円
要支援2 / 1月につき（16単位の増加）	3,393単位	34,406円	3,441円	6,882円	###

②加算

サービス内容	単位数	利用料金	自己負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
生活機能向上グループ活動加算 / 月	100単位	1,014円	102円	203円	305円
運動器機能向上加算 / 月	225単位	2,282円	229円	457円	685円
栄養改善加算 / 月	150単位	1,521円	153円	305円	457円
口腔機能向上加算 / 月	150単位	1,521円	153円	305円	457円
複数サービス実施加算Ⅰ（1～3） / 月	480単位	4,868円	487円	974円	1,461円
複数サービス実施加算Ⅱ / 月	700単位	7,098円	710円	1,420円	2,130円
事業所評価加算 / 月	120単位	1,217円	122円	244円	366円
若年性認知症受入加算 / 月	240単位	2,434円	244円	487円	731円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ 要支援1 / 月	72単位	731円	74円	147円	220円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ 要支援1 / 月	48単位	487円	49円	98円	147円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援1 / 月	24単位	244円	25円	49円	74円
サービス提供体制強化加算Ⅰイ 要支援2 / 月	144単位	1,461円	147円	293円	439円
サービス提供体制強化加算Ⅰロ 要支援2 / 月	96単位	974円	98円	195円	293円
サービス提供体制強化加算Ⅱ 要支援2 / 月	48単位	487円	49円	98円	147円

介護職員処遇改善加算	所定単位数に5.9%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数に1.2%を乗じた単位数
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数に1.0%を乗じた単位数

※所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。

※介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。

※介護職員等特定処遇改善加算…2019年10月からの消費税率引き上げに伴い、処遇改善のための特定処遇交付金が新設されました。

※介護職員処遇改善加算と介護職員等特定処遇改善加算の両方が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）の場合…所定単位数に7.1%（5.9%+1.2%）を乗じた単位数が加算されます。

介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）の場合…所定単位数に6.9%（5.9%+1.0%）を乗じた単位数が加算されます。

※介護保険適用料金の自己負担額

・1ヶ月に利用されたサービスの単位数の合計（処遇改善加算・特定処遇改善加算を含む）に地域区分単価を乗じた金額が介護保険サービスの利用料金で、利用者の自己負担割合に応じた金額が自己負担額になります。

・1ヶ月の単位数の合計に地域区分単価を乗じて計算するため、サービス毎の自己負担額を合計した場合、小数点以下の端数処理の関係で請求書の金額とは差異が生じることがあります。

令和元年 月 日 事業所名（ ） 説明者（ ）

サービス利用者の氏名（ ）

消費税増税に伴う基本サービス料金の改定及び新規の「介護職員等特定処遇改善加算」についての説明を受けました。

説明を受けた方（ ）（本人・家族・代理人） 印